

新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 2 章 通関業</p> <p>第 1 節 許可</p> <p><u>3-8 削除</u></p>	<p>第 2 章 通関業</p> <p>第 1 節 許可</p> <p><u>(譲渡、相続、合併又は分割の場合における通関業の許可の効果)</u></p> <p><u>3-8 通関業について譲渡、相続、合併又は分割が行われた場合において、当該譲渡、相続、合併又は分割後、通関業を営もうとする者についての通関業の許可の要否の判定については、次による。</u></p> <p><u>なお、当該譲渡等により通関業の許可が消滅した者については、法第 12 条第 3 号《消滅の届出》の規定により遅滞なくその旨を届け出せ</u></p> <p><u>る。</u></p> <p><u>(1) 新たな許可を要しない場合</u></p> <p><u>次のいずれかに該当する場合には、既存の通関業の許可により引き続</u></p> <p><u>き通関業務を行うことができ、新たに許可を要しない。この場合におい</u></p> <p><u>て、営業所が増加することとなるときは、法第 8 条《営業所の新設》の</u></p> <p><u>規定に基づく営業所の新設許可が必要であることに留意する。</u></p> <p><u>イ 通関業者が通関業者の通関部門を譲り受けたとき。</u></p> <p><u>ロ 通関業者が通関業者その他の者を吸収合併したとき。</u></p> <p><u>ハ 通関業者が他の通関業者の分割により通関業の全部又は一部を承継</u></p> <p><u>したとき。</u></p> <p><u>(2) 新たな許可を要する場合</u></p> <p><u>次のいずれかに該当する場合には、法第 10 条第 1 項《許可の消滅》</u></p> <p><u>の規定により既存の通関業の許可は消滅することとなるので、それぞれ</u></p> <p><u>の行為をした者は新たに通関業の許可を受けることが必要である。</u></p> <p><u>なお、この場合においては、次のイの場合を除き登録免許税は、登録</u></p> <p><u>免許税法（昭和 42 年法律第 35 号）第 5 条第 13 号《非課税登記等》の</u></p> <p><u>規定により非課税扱いとなるので、留意する。</u></p> <p><u>イ 通関業者でない者が通関業者の通関部門を譲り受けたとき。</u></p> <p><u>ロ 通関業を相続したとき。</u></p> <p><u>ハ 通関業者でない者が通関業者を吸収合併したとき。</u></p> <p><u>三 通関業者と通関業者又は通関業者と通関業者でない者とが新設合併</u></p> <p><u>（全当事会社が解散して行う新会社の設立）したとき。</u></p> <p><u>ホ 通関業者でない者が通関業者の分割により通関業の全部又は一部を</u></p> <p><u>承継したとき。</u></p> <p><u>ヘ 通関業者の分割により新たに設立された会社が通関業の全部又は一</u></p> <p><u>部を承継したとき。</u></p>

新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>(削除)</u></p> <p>（他の税関で許可を受けている通関業者からの新規許可申請に対する取扱い）</p> <p><u>5-5</u> 他の税関で許可を受けている通関業者からの新規許可申請に対する取扱いは、次による。</p> <p>(1)及び(2) （省略）</p> <p>（営業所の許可申請手続）</p> <p>8-2 法第 8 条第 1 項に規定する営業所の許可の取扱いについては、次による。</p> <p>(1)及び(2) （省略）</p> <p>(3) 本条第 2 項において準用する法第 3 条第 2 項及び第 3 項の条件については、前記 3-1 から 3-7 までの取扱いに準ずる。また、法第 5 条第 2 号から第 4 号の適用については、前記 5-2 から <u>5-4</u> までの取扱いに準ずる。</p> <p>この場合において、申請者が適正に通関業を営む通関業者である場合には、前記 5-2 の(2)のイ及びロに定める許可申請者（法人である場合には、その役員）の人的資質に係る審査は省略して差し支えない。</p> <p>(4)及び(5) （省略）</p> <p><u>（許可の承継の承認手続等）</u></p> <p><u>11 の 2-1 法第 11 条の 2 に規定する通関業の許可の承継の承認申請手続の取扱いについては、次による。</u></p> <p><u>[1] 通関業の許可の承継の承認申請は、「通関業許可の承継の承認申請書」</u></p>	<p><u>（地域限定の場合等における基準適用の緩和）</u></p> <p><u>5-5 法第 3 条第 1 項《通関業の許可》の規定に基づき通関業の許可の申請があつた場合において、当該申請が次のいずれかに該当するものであるときは、前記 5-1 の基準の適用を緩和して差し支えない。</u></p> <p>(1) 申請に係る営もうとする通関業務が法第 13 条第 1 項各号《通関士の設置免除》の規定のいずれかに該当するものであるとき。</p> <p>(2) 申請者による既存の通関業者の吸収合併、既存の通関業者との新設合併若しくは既存の通関業者の通関部門の譲受けの場合、申請者が既存の通関業者の分割により通関業を承継する場合又は既存の通関業者の分割により新たに設立された会社である申請者が通関業を承継する場合であつて、かつ、その合併等により、資産内容及び収支の状況等が従来の通関業者に比べ強化、充実されることとなるとき。</p> <p>（他の税関で許可を受けている通関業者からの新規許可申請に対する取扱い）</p> <p><u>5-6</u> （同左）</p> <p>(1)及び(2) （同左）</p> <p>（営業所の許可申請手続）</p> <p>8-2 （同左）</p> <p>(1)及び(2) （同左）</p> <p>(3) 本条第 2 項において準用する法第 3 条第 2 項及び第 3 項の条件については、前記 3-1 から 3-7 までの取扱いに準ずる。また、法第 5 条第 2 号から第 4 号の適用については、前記 5-2 から <u>5-5</u> までの取扱いに準ずる。</p> <p>この場合において、申請者が適正に通関業を営む通関業者である場合には、前記 5-2 の(2)のイ及びロに定める許可申請者（法人である場合には、その役員）の人的資質に係る審査は省略して差し支えない。</p> <p>(4)及び(5) （同左）</p> <p><u>（新設）</u></p>

新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(B-1130) 1 通を提出することにより行わせるものとする。</p> <p>(2) 令第 2 条の 2 第 3 項に規定する許可の承継の承認申請書に添付する書面の取扱いは、次による。</p> <p>イ 「資産の状況を示す書面」は、法第 4 条第 2 項の規定に準ずるものとする。</p> <p>ロ 規則第 2 条で準用する規則第 1 条第 7 号で規定する「その他参考となるべき書面」は、前記 4-2(8)によるほか、相続の場合には、地位の承継を証する書類（例えは、相続人の同意により選定された場合は当該事実を証する書面）、合併若しくは分割又は通関業の譲渡し（以下この項及び 11 の 2-2 において「合併等」という。）の場合には、合併等が確実であると認められる書類（例えは、通関業の譲渡に係る契約（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 467 条）、吸収合併契約（会社法第 749 条第 1 項）、新設合併契約（会社法第 753 条第 1 項）、吸収分割契約（会社法第 758 条）、新設分割計画（会社法第 763 条）に係る書面の写し。）を提出させるものとする。</p> <p>なお、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人、分割により設立される法人又は通関業を譲り受ける法人にあっては、登記事項に変更が生じる場合には、登記後速やかに登記事項証明書を提出させるものとする。</p> <p>(3) 令第 2 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する「相続があつた年月日」とは、被相続人の死亡日をいい、同条第 2 項第 3 号に規定する「合併若しくは分割又は当該通関業の譲渡しが予定されている年月日」とは、吸収合併契約若しくは吸収分割契約又は通関業の譲渡に係る契約に関する書面に記載された効力発生日又は新設合併若しくは新設分割の登記（成立）予定日をいう。</p> <p>(4) 合併等に係る許可の承継の承認の申請は、上記(3)に規定する効力発生日又は登記（成立）予定日以前に行わせるものとし、当該申請の申請者は、以下のとおりとする。</p> <p>イ 合併の場合には、合併しようとする法人の連名</p> <p>ロ 分割の場合には、分割しようとする法人と、分割後当該許可の承継をしようとする既存の法人がある場合には当該既存の法人の連名</p> <p>ハ 通関業の譲渡の場合には、当該通関業を譲り渡そうとする者と譲り受けようとする者の連名</p> <p>(5) 上記(4)に規定する申請については、上記(2)のロに規定する合併等が確実であると認められる書類により、これらの者の間の関係が明らかである場合には、当該合併等に係る一の者の名をもつて申請を行わせて差し支えない。</p>	

新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>(6) 承継の承認申請について承認するときは、「通関業許可の承継の承認書」(B-1131) を交付するものとし、承認しないときは、「通関業許可の承継の不承認通知書」(B-1132) により申請者に通知するものとする。</u></p> <p><u>(7) 地位の承継の承認が行われた場合における登録免許税は、通関業を譲り受ける場合を除き、登録免許税法第 5 条第 13 号の規定に基づき非課税扱いとなるので、留意する。</u></p> <p><u>(地位の承継に係る承認手続を要しない場合)</u></p> <p><u>11 の 2-2 通関業者が会社法第 2 条第 26 号に規定する組織変更を行った場合には、法第 11 条の 2 の規定によらず、法第 12 条の規定に基づく許可申請事項の変更手続によることとなるので、留意する。</u></p> <p><u>(承継の承認に係る通関業の許可の基準の審査等)</u></p> <p><u>11 の 2-3 通関業の許可の承継の承認申請があった場合における法第 5 条各号に規定する通関業の許可の基準の審査及び法第 6 条各号に規定する欠格事由の確認は、前記 5-1 から 5-4 まで及び 6-1 から 6-5 までに準じて行うものとする。</u></p> <p><u>(承継の際に付す条件の取扱い)</u></p> <p><u>11 の 2-4 法第 11 条の 2 第 6 項に基づき、許可に付されていた条件を取り消し、変更し、又は新たに条件を付す場合には、前記 3-1 から 3-7 までに準ずることとし、「通関業許可の承継の承認書」に変更等の行われた条件を記載のうえ交付するものとする。</u> <u>なお、条件の変更等を行わない場合には、承継に係る通関業の許可に付されていた条件が引き続き付されることとなるので留意する。この場合において、「通関業許可の承継の承認書」には当該条件を記載するものとする。</u></p> <p><u>(許可の承継に係る公告)</u></p> <p><u>11 の 2-5 法第 11 条の 2 第 7 項の規定による通関業の許可の承継の公告は、次の内容につき行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 承継を受ける者の氏名又は名称及び住所</u></p> <p><u>(2) 承継前に通関業の許可を受けていた者の氏名又は名称及び住所</u></p> <p><u>(3) 承継を受ける通関業の許可に係る営業所</u></p> <p><u>(4) 承継される年月日</u></p> <p><u>(5) 承継後の許可に付す条件</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 3 章 通関士</p> <p>第 1 節 通関士試験</p> <p>（試験科目の一部免除申請）</p> <p>24-2 通関士試験を受けようとする者が、法第 24 条の規定により試験科目の一部免除を受けようとするときは、「通関士試験科目の一部免除申請書」（B-1210）1 通に次の各号に掲げる者が証明した「証明書」（B-1215）を添えて規則 <u>第 5 条</u> に規定する試験の公告において定める期限までに申請を行うものとする。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>（試験科目の一部免除の決定手続）</p> <p>24-3 試験科目の一部免除の決定は、次により取り扱う。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 試験科目の一部免除の決定を受けた者が受験の申込みをしようとするときは受験願書の所定の欄にその旨を記入した上、上記「通関士試験科目の一都免除通知書」の写しを添えて申し込ませる。ただし、規則 <u>第 5 条</u> に規定する試験の公告において特に定める場合は、受験願書の提出の際に試験科目の一部免除申請を併せて行うことができる。この場合において税関長は後記 26-2（受験願書の受理）の(1)の受験票の交付の時までに「通関士試験科目の一部免除通知書」を申請者に交付する。</p>	<p>第 3 章 通関士</p> <p>第 1 節 通関士試験</p> <p>（試験科目の一部免除申請）</p> <p>24-2 通関士試験を受けようとする者が、法第 24 条 <u>《試験科目の一部免除》</u> の規定により試験科目の一部免除を受けようとするときは、「通関士試験科目の一部免除申請書」（B-1210）1 通に次の各号に掲げる者が証明した「証明書」（B-1215）を添えて規則 <u>第 4 条《試験の日時、場所等の公告》</u> に規定する試験の公告において定める期限までに申請を行うものとする。</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> <p>（試験科目の一部免除の決定手続）</p> <p>24-3 (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 試験科目の一部免除の決定を受けた者が受験の申込みをしようとするときは受験願書の所定の欄にその旨を記入した上、上記「通関士試験科目の一都免除通知書」の写しを添えて申し込ませる。ただし、規則 <u>第 4 条《試験の日時、場所等の公告》</u> に規定する試験の公告において特に定める場合は、受験願書の提出の際に試験科目の一部免除申請を併せて行うことができる。この場合において税関長は後記 26-2（受験願書の受理）の(1)の受験票の交付の時までに「通関士試験科目の一部免除通知書」を申請者に交付する。</p>